

岐阜県史問題における岐阜県の対応への批判

伊藤 達也

Tatsuya ITO

Critical comments on procedure and result that Gifu prefectural officials did to resolve “History of Gifu prefecture” problem

1. はじめに

『岐阜県史通史編 続・現代』（以下、岐阜県史という）に筆者執筆原稿の一部が掲載できなくなった問題（以下、原稿修正要求問題という）は、昨年10月に問題が表面化して以来、新聞、テレビ等マスコミによる報道、岐阜県の対応、廃棄物問題に関わる市民グループ、御嵩町の対応等、さまざまな動きを見せ、今日に至っている。しかし、この間の動きを振り返ってみると、筆者が『岐阜県史』における県庁関係部局からの原稿修正要求とその経過」（以下、修正要求経過原稿という）の中で提起した問題の一部だけが扱われ、しかもその対応、さらに結果は著しく不十分なものとなっている。その理由としては、岐阜県が意図的に問題の一部にしか対応してこなかった点が挙げられるとともに、岐阜県が原稿修正要求問題に対応した理由が、筆者の修正要求経過原稿の内容を真摯に受けとめた結果ではなく、マスコミの追求や市民グループの批判の激しさにとまどい、それをどのようにかわすかという点に集中したことにある。

筆者は修正要求経過原稿の中で「本稿の内容が事実と著しく異なる場合は、その内容を知る者によって修正されることを強く希望する」と書き、原稿抜刷を岐阜県庁廃棄物対策室に送付したが、それ以外は何もしてこなかった。その結果、原稿修正要求問題において岐阜県が直接対応し、報告義務を負ったのは、筆者に対してではなく、マスコミや市民グループであった。この構図に対する不満はない。筆者と岐阜県がやりとりするだけでは、問題の本質は明らかにならず、マスコミや市民グループが間に入ることによって、はじめて問題の社会性、重要性がはっきりし、解決の道筋も見えてくると考えていたからである。また、せっかくそうした状況が作られていく中で筆者が不用意に口を挟めば、かえって問題の社会性、重要性を歪めることになりかねない。問題が社会性を持つものでなければ、騒ぎは自ずと落ち着くであろうし、より大きな広がりを見せるとすれば、この問題が元々そうした性格を持っていたことによると考えていた。

一方で筆者は、岐阜県がマスコミや市民グループへの報告義務を負い、問題の原因がどこにあったか等の解明に真剣に取り組む姿勢を見せていけば、必然的に問題の一方の当事者である筆者との間で、問題の原因をめぐる何らかのやりとりがあると考えていた。筆者の考えはそのような場面において、十分に表明することができるはずであり、場面ごとに自らの考えを整理しながら、岐阜県と対応すればよいと考えていた。

しかし、今回、岐阜県は問題の発端となった県史原稿修正要求時と全く同様に、問題当事者の筆者を素通りして、自らの都合のみで問題の処理を図ろうとしている。筆者には、岐阜県の対応において繰り返し見られるこの自己保身的性向とも呼ぶべきものが、岐阜県が問題の本質把握に絶えず失敗してしまう原因のように思えてならない。

こうした岐阜県の対応を見るにつけ、筆者は問題当事者として、今回の岐阜県の一連の対応とそこに含まれる問題性について、何らかのコメントを提出せざるを得ないと判断するに至った。いつまでもこうした問題に関わり続けることは、正直、苦痛以外の何者でもない。しかし、岐阜県による一連の対応によっても、原稿修正要求問題は全く解決しておらず、また、今回行われた岐阜県の前稿検証手続きは、それ自体、新たにより大きな社会性を伴った問題を発生させてしまっている。

従って、本稿ではまず、2章で岐阜県史問題の経過をたどり、問題がどのような主体によってどのように扱われてきたかを見ていく。次に3章で岐阜県の対応手続きに含まれる問題点を指摘する。今回、岐阜県によって採用された対応手続きには、見過ごすことのできない多くの問題が存在する。筆者が修正要求経過原稿の中で提起した問題が、岐阜県の手によってどのように改変されていったかを明らかにすることは、今回の問題に限らず、公的機関の異議申し立て対応プロセスの特質を解明する際の手掛りとなっていくであろう。そして、4章では筆者執筆原稿に対して岐阜県廃棄物問題検討委員会（以下、検討委員会という）が行った検証手続きにおける問題点を指摘する。最後に、5章で検討委員会検証結果の具体的内容に対して反論を行う。岐阜県による40（筆者のカウントでは50）の削除・修正要求箇所に対する検証結果は、およそ科学的な検証に耐えられるものではなく、筆者としてできる限りの再検証・反論に努めた。ただ、本稿では、執筆枚数の制限、さらには時間制約から、個別検証に対する具体的反論をまとめた形で述べるにとどめ、個別箇所に対する再検証報告は改めて公表することとした。当面は本稿刊行にあわせて筆者ホームページ（<http://www1.kinjo-u.ac.jp/~tito/>）上で公開する予定である。

2. 岐阜県史問題の経過

(1) 問題の発生

2003年10月6日、朝日新聞夕刊に修正要求経過原稿の一部と筆者のコメントが掲載されたことによって、岐阜県史問題はスタートした（表1）。問題そのものは半年前の3月に発生していたが、筆者が記者会見ではなく、論点を整理した形で活字として残す方法を選択したため、原稿作成、紀要掲載、抜刷配付までにこれだけの時間を要してしまった。

10月6日、朝日新聞夕刊が刷り上ると同時に、筆者に対して他の新聞社並びにテレビ局から、取材要請があった¹⁾。この結果、在名マスコミの多くが10月6日の地元ニュースで、また10月7日の朝刊で、原稿修正要求問題を報道することとなった。

その後、岐阜県、市民グループ、御嵩町の動きに応じて、マスコミから情報が流されていくが、2004年2月20日、検討委員会が「原文の多くに事実誤認や筆者の主観があり、28ヶ所の削除・修正は当然である」という内容の検討結果を岐阜県に報告し、県が記者会見で発表することによって、マスコミ報道はほとんどなくなった。従って、岐阜県史問題は、筆者の原稿に削除・修正要求を行った岐阜県の対応は適切であったとする岐阜県の公式見解の状態では止まった形になっている。

表1 岐阜県史問題の経過

年月日	出来事	内容・備考
2003年		
3月末	『岐阜県史通史編続・現代』刊行	
7月下旬	筆者が「修正要求経過原稿」刊行	
9月下旬	「修正要求経過原稿」抜刷を送付	
10.06～07	新聞・テレビが県史問題を報道	朝日新聞記者が取材 県が記者会見
10.14	梶原岐阜県知事が記者会見	検討委員会で検討する方針を示す
10.20	市民グループが抗議・申入書を梶原知事に提出	県民と執筆等への謝罪等5項目を要求
10.24	柳川御嵩町長が記者会見	県の対応を強く批判
10.27	廃棄物問題検討委員会（第19回）開催	
10.29	柳川町長が記者会見	『御嵩町史』刊行方針を示す
11月	柳川町長が御嵩町広報誌11月号で県史問題を執筆	「焚書坑儒—時代錯誤の物語—」
11.21	メーテレのニュースで県史問題を特集	「怒～なの！」
11.24	中日新聞が県史問題を特集	「2003ぎふ現場から」
12.05	岐阜県が県史の定義・編集方針発表	御嵩産廃問題を県史に追加しないことを決定
12.24	御嵩町が町史編集委員会を発足	『御嵩町史』を2005年度発刊予定
12月	柳川町長が御嵩町広報誌12月号で県史問題を執筆	「曲学阿世—学者の良心と勇氣とは—」
2004年		
1.16	廃棄物問題検討委員会（第20回）開催	県の削除・修正要求を追認
2.20	廃棄物問題検討委員会が結果報告	報告書を県に提出、県が公表
3.01	市民グループが再抗議・申入書を梶原知事に提出	別の第三者機関での再検討等を要求
3月下旬	筆者が「未掲載原稿」を刊行	
5.10	名古屋タイムズが県史問題を特集	「ニュース特捜隊」

資料）朝日新聞、中日新聞、名古屋タイムズ、メーテレ、御嵩町広報誌より、筆者作成

(2) マスコミの扱いと筆者の対応

原稿修正要求問題が表面化した当初、マスコミは事態の推移に合わせて、適宜、問題状況を説明する情報を流した。そして、問題表面化から1ヶ月が過ぎると、特集で問題の全容を解明しようとする動きが現れた。筆者が直接取材を受けて対応した特集としては、①メーテレ11月21日夕方ニュース内特集「怒～なの！－なぜ削除？県史から消えた事実－」、②中日新聞11月24日「2003ぎふ現場から－御嵩町の産廃処分場問題『県史』から削除－」、③名古屋タイムズ04年5月10日「ニュース特捜隊－『岐阜県史』検閲なぜだ!!－」がある。

中日新聞とメーテレの特集は、岐阜県や御嵩町、市民グループ等、関係者の動きがほぼ明らかになった時期に組まれたもので、問題当事者である筆者と岐阜県の意見を並立させながら、問題の事実関係を追及し、結論的には岐阜県の対応を強く批判する内容であった²⁾。一方、名古屋タイムズの特集は検討委員会検証結果発表の3ヵ月後ということもあり、今回の問題を言論の自由の視点から捉える等、比較的広い見地から問題理解に努めようとするものであった。

しかし、検討委員会検証結果の発表以後、問題をさらに掘り下げて検討しようとする動きは名古屋タイムズの特集を除き、ほとんどなくなる。その最大の理由は、岐阜県が検討委員会検証結果の発表によって、問題に決着をつけた形にしていること、一方の当事者である筆者が必ずしも積極的に問題に関わる発言をしてこなかったことにあると思われる。

こうした流れの中で筆者は一貫して受身的な対応をしてきた。理由は単純である。問題そのものについては、既に修正要求経過原稿の中で説明しており、それに対して岐阜県が正式な対応を示さない限り、対応する理由がない。柳川御嵩町長や市民グループの動きから励まされることは多かったが、新たに付け加えることがない以上、筆者は問題の経過を見守るしかなかった。さらに当時、筆者にとって早急の対応が求められていたのは、県史に掲載できなかった原稿をできるだけ早く公表することであった。

2004年3月、筆者は岐阜県史に掲載することのできなかった原稿を、「『岐阜県史通史編 続・現代』に掲載できなかった原稿」（以下、未掲載原稿という）として、金城学院大学論集に掲載した。未掲載原稿は、修正手続きの中で問題とされた御嵩産廃問題に留まらず、1990年代に起きた産業廃棄物問題、一般廃棄物問題を中心とした環境問題・環境対策全般について執筆したものである（資料1）。大学紀要での発表となったが、原稿修正要求問題に関わって自らに課していた最低限の義務を果せたのではないかと考えている。

資料1 岐阜県史に未掲載となった原稿の内容

第三部国際化の中の構造調整・第四章環境問題と市民運動

第四節 産業廃棄物問題の激化と対応

1 産業廃棄物問題の激化

産廃問題の推移と現況／不法投棄問題の激化

2 産廃発生量の推移と処分内容

3 御嵩産廃処分場問題

産廃処分場計画の進展／計画容認への動き／柳川町長の誕生と反対運動のうねり／疑問と懸念の提出／町長襲撃と住民投票／岐阜県の対応／御嵩産廃問題の波及

4 産廃対策の進展と地球環境村ぎふ

岐阜県の産廃対策／地球環境村ぎふ

5 企業の環境対策

企業の意識／環境対策を進める企業

第五節 ごみ問題への対応と環境対策の進展

1 ごみ問題の激化とその対応

一般廃棄物量の推移／リサイクルの進展／市町村の対応／多治見市と高山市の対策／廃棄物施設の現況／岐阜県の対応／小・中学校の対応

2 環境対策と環境保護運動

水質汚濁問題と対策の進展／身近な水辺環境を守る／歴史的景観の保全

3 環境問題の広がり と 対策の方向性

岐阜県の環境対策／市町村の環境対策

(3) 岐阜県の対応

原稿修正要求問題が表面化して以来、岐阜県は一貫して、「客観的な事実だけを掲載すべきなのに、執筆者の原稿には主観的な表現があった」を原則に、マスコミ対応をしていた。そして、マスコミや市民グループの厳しい追求をかわすために、曖昧さの残る県史の編集方針については県史編集委員会、筆者執筆原稿が史実に基づき客観的であったかについての検証は検討委員会に依頼する方針を固め、形式的には自らも問題当事者

として、第三者の検討を待つ姿勢を示した（朝日新聞10月15日、21日）。しかし、県史編集委員会の再招集は失敗に終わり、12月5日、岐阜県自らが県史の定義・編集方針をまとめて発表する結果となった（中日新聞12月6日）。

一方、検討委員会は岐阜県の検討依頼を了承し、10月27日と04年1月16日に委員会を開催して、原稿の検証を行った。そして、2月20日、検討委員会は岐阜県に検証結果を提出（資料2）、岐阜県は記者会見で発表し、岐阜県の対応に誤りはなかったという判断を示した。

資料2 「御嵩町産業廃棄物処分場問題の『岐阜県史通史編 続・現代』への掲載原稿に係る検証結果について（大要）」（岐阜県廃棄物問題検討委員会 2004.02.20）

1. 県の行政刊行物であるが故に、事実に基づいて、正確、客観的に記述することが求められ、編集の段階で修正があり得ることも明記されている。

2. 委員会として廃棄物対策の問題に長期間関わってきた過程で入手できた資料・情報等に基づき、可能な限り客観的に検証を行った。

3. 県から指摘された40箇所のうち、

事実確認に誤りがある部分 7箇所

正確、客観性に欠けた主観的記述の部分 21箇所

など、県史作成の基本方針に則り削除・修正を求めたことは当然と考えられる。

その他、削除でなく修正でも良かった部分 5箇所

文書表現上軽微な訂正を要した部分 6箇所

あえて削除を求めなくても良かった部分 5箇所

本委員会の検証になじまない、あるいは検証できない部分
4箇所（判断を保留）

4. 今回検証した原稿には、県史本来の編集方針から逸脱し、当然削除・修正を求められる箇所が多く見られた。

しかし、県と執筆者の間で、これらについて調整を図る十分な時間的ゆとりがあれば、かなりの部分が合意のうえ修正等ができたのではないかと思われる。

(4) 市民グループの反応

原稿修正要求問題が表面化するや否や、廃棄物問題を考える市民グループから、強い批判の声があがった。そして、10月20日、「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」を中心とした県内外18団体が、梶原知事あてに抗議・申入書を提出する。申入書は岐阜県民と執筆者への謝罪、幹部職員の処分、執筆者の原文を復活させた修正版の発行等5項目からなっていた（中日新聞10月21日）。

申入書の回答は12月上旬に市民グループに届いたが、その内容は要求した項目には触れず、問題の経緯や現状の説明があるだけであった。市民グループは「回答になっておらず、反省もなければ過ちを正す姿勢もない」と批判し、検討委員会の会議を傍聴した上で、県に公開質問状を出すことにした（中日新聞04年1月7日）。

そして04年3月1日、改めて、検討委員会とは別の第三者機関を新設して原文の客観性を再検討すること等を求める再抗議・申入書を梶原知事に提出する。再抗議・申入書の内容は以下の通りである。

①なぜ、この問題の対処を検討委員会に検証させて済ませようとするのか。②検討委員会は御嵩産廃問題で明らかに一方の当事者であり、客観性を持ち得ていない。③原稿削除要求時に検討委員会委員が関与しており、その経過・実情を明らかにしてほしい。④県史編集完了直前に廃棄物関係部局から40項目の削除等の要求と強い圧力がかけられており、その経過・実情を明らかにしてほしい。⑤なぜ、新たな第三者機関を設けて、客観的・公正な検討をしないのか。検討委員会の検証報告は根本的に場違いでナンセンスなものである。⑥元県史編集委員の公式発言がないのは不自然である。削除問題の真に客観的な検証と反省と伊藤原稿を復活させた県史修正版を発行すべきである。⑦県は、現在進行形の事象については編集の対象にしないかのような弁明をしていたが、それではなぜ御嵩産廃問題の含まれる廃棄物問題の執筆を依頼し、かつ大詰めまで調整をしたのか。また、徳山ダムのような正に進行中の問題が、同じ執筆者の原稿で編集に入ったのか。県の言い分は全く無責任な矛盾とごまかしである。

(5) 柳川御嵩町長の反応

御嵩産廃問題の当事者である柳川御嵩町長は10月6日の朝日新聞紙上で、「まるで検閲だ。県の立場を並べたてるのが県史ではあるまい。起きた事実をきちんと書き、それをさまざまな人々が判断し、評価すればいいことだ。御嵩町で起きた襲撃事件や住民投票は岐阜県の歴史の上で重要な事実だと思う」とコメントし、岐阜県の対応を強く批判した。10月24日の記者会見でも、「時代錯誤も甚だしい。秦の始皇帝の焚書坑儒を思い出す」と、改めて県の対応を批判し、御嵩町広報誌11月号、12月号では、二度にわたっ

てこの問題を取り上げた（町長室の机から51「焚書坑儒－時代錯誤の物語－」、同52「曲学阿世－学者の良心と勇気とは－」）。

一方、10月29日の記者会見では、「県史の話をなぜ、廃棄物問題検討委員会で話し合うのか。委員会の人々が住民投票や襲撃事件をどの程度まで知っているのか。僕は聞かれたこともないし、話したこともない。委員会を隠れ蓑にしているのではないのか」と、岐阜県による検証手続きに対して踏み込んだ発言を行っている（朝日新聞10月30日）。手続き問題への言及は検討委員会の検証結果に対するコメントにも踏襲され、「検証にあたり、執筆者の意見を聞いていない。笑止千万。御嵩産廃問題が完全に県史から抹殺されたのは、県史に残る汚点になるだろう」と述べた（朝日新聞04年2月21日）。

柳川町長並びに御嵩町の動きとして注目されるのは、御嵩町史編さん事業の開始である。10月29日の記者会見で、町長は「県史で落ちたなら町史で紹介する」と述べ、新たに御嵩町史の現代版を刊行して、県史から抜け落ちた住民投票等産廃処分場計画の一連の流れを、詳しく紹介する方針を明らかにした（朝日新聞、中日新聞10月24日、30日）。町史編さん事業は早速一般会計補正予算に組み込まれ（中日新聞11月26日）、12月24日に第1回編集委員会が開催された³⁾（中日新聞12月25日）。2005年9月の発刊を予定している。

(6) その他

筆者が修正要求経過原稿の抜刷を03年9月下旬に関係者に送付し、また、10月に入って当問題が新聞等で紹介されるにつれて、修正要求経過原稿を読んだ人達から手紙や電子メールを通じてさまざまなコメントが返ってきた。直接聞こえてきたコメントは「客観性に問題はない」、「対応を支持する」等、筆者の執筆内容並びに対応を理解するものばかりであったが、間接的には、「私ならば伊藤に県史執筆は頼まない」という声も聞こえてきた。興味深かったのは、返ってきたコメントの中に今回の筆者と似たような経験をした人が複数いたことである。ただ、対応は人によってさまざまであり、自治体史をめぐる問題は決して単純ではないと感じさせられた。

3. 岐阜県による対応策への批判

(1) 筆者が問題とした点

筆者が修正要求経過原稿の中で問題とした点を改めて整理すると、①岐阜県の原稿削除・修正要求の手続きの適切性（岐阜県による修正要求そのものの正当性、刊行直前での大幅な修正要求の妥当性）、②岐阜県の原稿修正要求の際の態度、③岐阜県による筆者執筆原稿への削除・修正要求の内容の適切性、の3点になる。マスコミも当初、この

3点に問題を整理して岐阜県に問いかけていた。

しかし、後述するように、岐阜県が③の問題に絞った対応をしたため、いつの間にか①と②の問題は論点から消えていく。これらの問題は相互に関連していたことから、それを分割し、部分的にしか対応しなければ、当然のごとく、筆者の問題提起は部分的なものになってしまう。

一方、岐阜県は③の問題に対応する中で、筆者執筆原稿の客観性検証を第三者機関へ依頼することにし、第三者機関として岐阜県廃棄物問題検討委員会を指名した。ここに今回の岐阜県の対応における最大の問題（④第三者機関としての検討委員会の適切性）が発生する。以下ではまず、①、②に対する岐阜県の対応について検討した後、④について考える。③の問題は章を改めて、筆者執筆原稿の検証の際に検討委員会が採用した手続きの問題点（4章）と、検討委員会の検証結果に対する筆者の再検証結果（5章）について論じる。

(2) 岐阜県原稿削除・修正要求の手続きの適切性

岐阜県は問題表面化以降、県史編さんのあり方を改めて確認するために県史の定義・編集方針を作成し、12月5日に発表した。その作成手続きにおいて、当初、県史編集委員会を再招集し、検討依頼する予定であったものが、編集委員に断られ、岐阜県自らが作成する結果となったことに関わる問題は、ここでは触れない。問題としたいのは、新たに作成された定義・編集方針と筆者執筆原稿に対する削除・修正要求手続きの整合性である。

新編集方針で注目されるのは、①県史執筆対象年を刊行年から10年以上前とした点、②執筆原稿に対して県が最終的な責任を負い、執筆内容の事実確認、客観性確保において、監修者、執筆者と共同で確認調査をする必要があるとした点、さらに、③県が執筆原稿を訂正又は修正しようとする場合、個別に執筆者の同意を要するとした点である。さらにその手続きの具体的中身として、a) 確認調査は、執筆者から原稿が提出された後、速やかに実施し、b) 記述内容の訂正又は修正を求める場合、相手方へ相当期間を付与し、c) 記述内容の訂正又は修正を求める場合は理由を提示し、d) 提示理由の相当性・公正性を強化するために、必要に応じ、第三者的な機関や、県、執筆委員及び複数の専門委員で構成する編集・執筆会議において協議する手続きを経る、を定めた。

①について筆者は以下の限定条件の中で同意する。社会的問題となったテーマの執筆においては、確かにある程度の期間を経過しなければ、問題そのものの性格を的確に判断することが困難な場合がある。また、梶原知事が「私の在任中のことは、私が死んでから評価してもらいたい」（朝日新聞10月15日、メーテレ特集11月21日）と述べるよう

に、現職首長在任中の出来事に対して客観的な評価を下そうとしても、さまざまなバイアスのかかる恐れもある。

筆者は本来、執筆内容はこうした期間限定によって、その客観性が担保されるものではない、と考えている。しかし、行政による介入が現実に行われている状況、また行政がそうした介入を肯定してしまう状況下で、執筆者が客観性を担保し続けることは極端に困難であり、期間限定はそうした執筆者と自治体間の不毛な争いを回避するための一つの手段となり得る。

ただし、今回の筆者執筆原稿については、当たり前のことながら、①の方針は全く適用できない。なぜならば、今回、そもそもの岐阜県の県史編集方針が2000年までを対象にしていたからである。従って、岐阜県が作成した新編集方針からすれば、筆者はひたすら岐阜県の強い要請によって、本来の方針から逸脱しながらも、各種バイアスがかからないようにできる限りの客観性保持に努めて原稿を執筆したに過ぎない。

②については、筆者として判断が分かれる。自治体史であるから、自治体が最終的な責任を負う、というのは論理的に間違っていない。しかし、具体的に自治体が何に対して、どの程度まで責任を負うのかが明確でない限り、この方針は全く意味をなさない。②の文面には、執筆内容の事実確認、客観性確保に関する確認調査といった、あたかも責任範囲を限定するような言葉が並ぶが、今回の問題で明らかのように、これらの言葉の意味するところは決して自明ではない。

筆者は修正要求経過原稿の中で、自治体による執筆原稿への介入について、「事実関係の確認だけならば一般にあり得る行為と思われるが、執筆内容の価値判断までをチェックする行為となれば、少なくとも筆者の考えにはない」と述べたが、今でもこの考えに変わりはない。たとえ自治体が最終的な責任を負うにしても、自治体が委任した編集委員、執筆委員によって執筆された原稿に対して、自治体が質的内容にまで踏み込んで責任を持つことは不可能であるし、してはならないと考えている。自治体が質的内容に踏み込んだ責任を持つことが可能であるということは、そのまま専門家である執筆委員は必要ないと同義になる。また、自治体が質的内容に踏み込んだ責任を持ってもよいとした場合、自治体の政策批判を記述する場合の客観性確保が著しく困難になる。

③は、それでも執筆原稿をどうしても自治体が訂正、修正したい場合の手続きについて述べたものであり、事実確認に限定された、やむを得ない措置として理解すべきである。そして、そうした限定的な状況における手続きの具体的内容が a) ~ d) だとすれば、これらは適切な内容である。

今回のケースは恐らく岐阜県にとってはどうしても訂正、修正したい、やむを得ないケースだったのである。だとすれば、②で述べているように、自らの訂正要請が本当に

執筆内容の事実確認に限られたものであることを、監修者合意の上で筆者に示すべきであった。その上で、③の手続きに進むべきであった。こうした手続きが適切に踏まれていれば、恐らく、問題がこれほど拡大し、深刻化することはなかったであろう。検討委員会の検証結果報告にも、「県と執筆者との間で、これらについて調整を図る十分な時間的ゆとりがあれば、かなりの部分が合意のうえ修正等ができたのではないかと思われる」という文言があるように、今回のケースにおける手続き上の最大の問題は、岐阜県が執筆内容の事実確認において、監修者、執筆者と共同で確認調査をすべきところを怠るとともに、執筆内容の価値判断にまで介入し（②の違反）、執筆原稿を訂正又は修正しようとする場合に執筆者の同意手続きをせず（③の違反）、執筆者の原稿提出後、半年以上に渡って確認調査をしないまま（aの違反）、刊行まであと半月足らずの時期に記述内容の修正を求める等、相手方に検討時間を全く与えず（bの違反）、理由を提示せず（cの違反）、提示理由の相当性・公正性強化のための第三者機関や、県、執筆委員及び複数の専門委員で構成する編集・執筆会議で協議しないまま（dの違反）、筆者執筆原稿の削除・修正を強要したことにある。

筆者は岐阜県の削除・修正要求内容を見る限り、調整を図る十分な時間的ゆとりがあれば、かなりの部分が合意のうえ修正等ができたとは必ずしも考えてはいない。特に客観性に関わる調整は困難を極めたであろう。しかし、十分な議論・調整の中で、筆者の理解の欠けていた部分を補うことはできたであろうし、原稿内容に関する互いの理解を深めることもできたと考えている。

このように、岐阜県の新編集方針からすれば、原稿修正要求問題の原因は、岐阜県による質的内容にまで踏み込んだ時期遅れの削除・修正要求であったことは明らかである。しかし、岐阜県は本方針を今回のケースに適用しないと自ら決定することによって、問題の争点をすり替え、自らの責任問題を回避した。

(3) 岐阜県の原稿修正要求の際の態度

筆者は修正要求経過原稿の中で、廃棄物対策課（現廃棄物対策室）が削除・修正要求をする際に、「この本は県が金を出している。県の刊行物であるので、県の立場を書くべきではないのか」、「これが世に出たら問題が起こる。もし、こちらの意見を取り入れずにこの原稿のまま出版したら、環境局長から厳重に経営管理部長に抗議する」等の発言があったと記述した。これらの発言は県庁内部における県史の理解を非常によく表しており、これまでもっぱら問題とされてきた筆者執筆原稿の客観性問題以上の問題である。

筆者の知る限り、この問題に対する岐阜県の回答は「そうした事実はなかった」であ

る。メーテレの夕方ニュース内の特集でも、廃棄物対策室室長が「そうした発言の覚えはありません。内部的にも確認したが、そうしたことはないと思っています」と発言している。

筆者がこの部分を記述した根拠は、廃棄物対策課との調整に走り回る中で、この発言を実際に受けた県史編集室スタッフから渡されたメモ（調整記録）である。メモによると、問題発言をしたのは当時の廃棄物対策課の課長のようなものである（断定はできない）。もし、メーテレのインタビューに答えていた廃棄物対策室室長が同一人物で、かつメモの内容が正しければ、室長はインタビューで自ら嘘を言ったことになる。さらに室長は、内部調査をしたがそうした事実はない、と発言しているが、筆者は県庁内で「メモを提出する必要はない。もう担当者の手元にはないということにしておく」という指示があったと聞いている。

こうした発言、そしてそれを支える岐阜県の県史に対する理解の歪みは、実は原稿修正要求問題の中で決定的に重要な役割を果たしている。これらの発言があったことによって、県史編集室スタッフや県史第二部会長は原稿修正を断念し、筆者も削除・修正要求の内容を確認する時間さえ与えられないまま、原稿削除を迫られた。従って、こうした岐阜県の県史理解こそが、県史を客観的に編集する際の最大の障害なのである。岐阜県がこうした態度を変えない限り、編集方針をどのように設定しても、それは絵に描いた餅にしかない。

(4) 第三者機関としての検討委員会の適切性

岐阜県は一連の対応の中で、筆者執筆原稿が史実に基づき客観的だったかどうかの検証にこだわり続け、第三者機関へ検討依頼することにした。ここでは岐阜県が第三者機関として検証を依頼した廃棄物問題検討委員会の抱える問題について考えてみたい。

廃棄物問題検討委員会は1996年11月、岐阜県が廃棄物対策を進めるために、県内有識者を集めて設置した委員会である。検討委員会は、廃棄物処理施設の整備、リサイクルの推進等、廃棄物問題全般にわたって活発な検討を開始するが、設置当初、議論の多くを御嵩産廃問題に費やした。設置当初からの5人の委員のうち4人は現在も在任中で、座長だけが館正知岐阜大名誉教授から金城俊夫岐阜大名誉教授に代わっている。

筆者は検討委員会に筆者執筆原稿の検証が委ねられたとマスコミ報道された時点から、検討委員会が第三者機関として検証作業をすることに疑義があると発言してきた⁴⁾（中日新聞03年11月24日、名古屋タイムズ04年5月10日、拙稿2004）。その理由は大きく二つある。一つは検討委員会そのものが今回、筆者同様、検証される側の存在であること、もう一つは検討委員会が御嵩産廃問題の中で重要な役割を果たしたことから、筆者執筆原

稿の中に出てきており、その点でも当事者であること、である。以下、この二点について見ていく。

① 検討委員会は筆者執筆原稿へ削除・修正要求を出した当事者である

検討委員会に所属する委員は、昨年3月、筆者に対して岐阜県廃棄物対策課が削除・修正要求を提出する際の原案作成に関わっていた。5人の委員全員が関わったかどうかは明らかでないが、筆者は全員が筆者執筆原稿に目を通し、何らかの修正を指示したと聞いている。検討委員会委員が削除・修正要求に関わっていたことは、岐阜県も認めている（中日新聞10月7日、12月6日）。

では、そうした削除・修正要求案に関与した者が、第三者として改めて削除・修正案の適切性に関与すると一体どのようなことが起きてしまうだろうか（具体的内容は4章、5章）。岐阜県は検討委員会に検証を依頼した理由として、「処分場問題を長く審議しているため、最も適している」としているが、それだけならば、柳川町長や御嵩町の市民グループの方がより長く問題に関わっており、より適切である。仮に、検討委員会が地域有識者を集めた組織で、地域の問題をより客観的に検討できる存在である、という仮定を加えたとしても、今回のケースのように、問題が対立の様相を呈し、既に一方の側に立った人を第三者として再び客観性を担保する立場に置くことは、「第三者」や「客観性」という言葉と根本的に矛盾する。検討委員会委員はどのように考えたとしても、筆者と同じく原稿修正要求問題の当事者なのであり、まな板の上の鯉なのである。まな板の上の鯉（検討委員会）がなぜ自ら包丁を持って、隣の鯉（筆者）をさばくことができるのだろうか⁵⁾。

② 検討委員会は御嵩産廃問題の当事者である

検討委員会が第三者として検証作業を行うことの、もう一つの問題は、検討委員会が御嵩産廃問題の中で重要な役割を演じた、筆者執筆原稿の中に登場する存在であることである。原稿の中に現れる本人が原稿の客観性を検証した場合、一体どのようなことが発生するのか（具体的内容は4章、5章）。最悪の場合、本人の行為に決して好意的でない執筆部分が全て削除され、本人にとって都合のよい部分だけが原稿に残されてしまうだろう。

筆者は、検討委員会の全委員がそのようなアンフェアな行為をしたと言うつもりはない。逆に自らの属性に関わりなく、より客観的な視点から原稿の検証をした人もいるであろう。しかし、自らの属性に二重の意味の当事者的性格があることから、検討委員会は今回の検証作業を決して引き受けるべきではなかった。岐阜県が目指していたはずの筆者執筆原稿の客観性の検証、岐阜県の削除・修正要求の正当性の検証は、検討委員会に検証を委ねた時点でその正当性を失ってしまったのである。

4. 検討委員会の検証手続きへの批判

前章で見てきたように、検討委員会が第三者機関として不適切であることからすれば、不適切な存在によって検証された内容、結果についてこれ以上語る必要はなく、まして検証結果を再検証する理由もない。しかし、たとえ不適切な存在であろうと、検討委員会の検証結果を岐阜県は記者会見で公表してしまった。これにより、検証結果は独り歩きを始め、筆者は検討委員会の不適切性を棚上げにしても、検証結果と向き合わなければならなくなった。

以下では筆者執筆原稿の検証の際に検討委員会が採用した手続き上の問題を、①執筆者の意見を排除した上での検証、②検討委員会の有する資料だけで判断された客観性、③検討委員会の社会性に対する認識欠如、④正否を判断する別の委員会の必要性、に分けて論じていく。

(1) 執筆者の意見を排除した上での検証

筆者執筆原稿の客観性を検証するに当たり、検討委員会は二度の委員会（10月27日第19回、04年1月16日第20回）を開催し、その検討を行った。委員会の内容については、岐阜県ホームページ（http://www.pref.gifu.jp/s11225/iinkai/mitake_sanpai_index.htm）に議事録が公開されており、概略を知ることができる。

検討委員会では当初、筆者執筆原稿を検証することが検討委員会になじまないのではないか、また、検証する際に原稿執筆者から説明を受けるべきではないか、という意見が委員の中から提出された。それに対して、座長は、「伊藤教授との面談につきまして、客観的な判断を下すのであれば、手続き上の公平性も担保せねばならないことは当然で、そういう視点から伊藤教授にも発言、反論の機会を与えるべきではないかということでした。確かにそのとおりでと思いますが、先回、本委員会がこのような検証作業を行うこと自体、委員会の職務になじまないものではないかという指摘がございました。その際、委員会としては、長期間この廃棄物問題に真剣にかかわってきており、その間、知り得たデータ、情報をもとに可能な限り客観的に検証すれば良いのではないかという趣旨の発言をいたしました。

そういうことで、すべての指摘事項について、裁判所の下す判決のように白黒の判定をするというのではなく、ものによっては委員会の検証になじまない事項というのがあるのも良いのではないかと思います。

そういう考え方から、委員会の権限として、伊藤先生と面談の上、さらに踏み込んで判断することは避けた方がいいのではないかと考え、面談はしないこととしたいと考え

ます。当然、議事録要旨は公表されていますので、議論の内容は知ることができると思っています」(第20回委員会)と発言し、筆者を委員会に呼ばないという結論を導き出している⁶⁾。

ここで問題となるのは、意見の対立する問題において当事者を呼ばずに結論を出す手続きである。対立する両者をどちらも呼ばずに、裁定者が自らの判断で結論を導くというやり方は、元々成り立ちにくいスタイルではあるものの、公平性の点ではあり得る方法と考える。しかし、今回のケースは、対立する一方の側の岐阜県によって任命された委員によって構成された検討委員会が、岐阜県の中でも真の当事者である環境局長を従えて委員会を開催しながら、もう一方の当事者(筆者)からは事情を聞かないと決めたのである。これは検討委員会の検証手続きの中から、公平性、客観性を保持するための条件をあえて排除する行為である。ここから、検討委員会が検証に当たっての公平性、客観性を保とうという意志を持っていなかったことが明確になる。

(2) 検討委員会の有する資料だけで判断された客観性

検討委員会のもう一つ、検証に当たっての客観性、公平性保持のために不可欠な条件を排除した。それは筆者執筆原稿の根拠資料に関わる点である。委員の中には検証に当たっての客観性を確保するために、筆者執筆原稿の根拠資料の確認を求める意見があった。しかし、座長は「伊藤先生の前稿内容に関する根拠資料があるのではないか、県が持っていない検討に値する資料をお持ちではないかという指摘がありました。そういう根拠資料の検証も必要になるのではという趣旨でありましたが、確かにその通りだと思っております。ただ、そのときも若干申し上げましたが、資料といっても公私にわたる各種各様の資料、情報があって、これらの内容が客観的で公平性が担保されているものであるかどうかという検証そのものが大変難しいと考えます。したがって、この課題につきましても、1番目の課題(筆者との面談)の場合と同様な趣旨で、根拠資料の検証にまで踏み込むことは避けたいと考えております」(カッコ内は筆者)と述べ、根拠資料の確認をしないという決定を下した。

座長は第19回委員会で、「県の持っている資料だけが全ての資料かといえば、それはそうではないわけで、いろんな形のいろんなところから出た資料はあると思うんですが、ただそれが、公平性、客観性の面で検証し得る資料かという問題は残るかと思います」と述べる一方で、「私どもの委員会は、過去18回にわたって、その大半を御嵩町の産廃問題に費やしてきたということで、いろんな客観的な事実を資料として持ち合わせ、また勉強もしてきたという自負もあろうかと思えます。そういう視点で、やっぱり改めるべきは改めてもらうということだろうと思えます」と述べている。つまり、検討委員会

の検証作業は、あくまでも検討委員会が確認した資料だけを根拠に行った作業なのであって、仮に御嵩町に資料があり、筆者がそれを使用して執筆していたとしても（5章参照）、それは検討委員会未確認資料であることから、執筆内容は「検証になじまない」や「主観的記述」という判断が下されてしまう。

このような態度は、およそ研究者、また科学的な検証を行おうとする者の態度として許されるものではない。検討委員会は、岐阜県が資料を準備して委員会を開催してきた。その中で岐阜県にとって都合の悪い資料がたえず検討委員会に提出されていたとは限らない。また、たとえ岐阜県や検討委員会が多くの客観的資料を持っていたとしても、確認することのできなかつた資料もたくさんあったはずである。検討委員会はこうした手続き上の客観性、公平性を捨ててまでして、一体何を守ろうとしたのだろうか。

(3) 検討委員会の社会性に対する認識欠如

岐阜県史問題を検討するにあたって、検討委員会委員は委員会とそれを取り巻く社会との関係や、自分たちの検証結果が社会に与える影響に対してあまりにも無自覚であった。そしてこのことが各委員の客観性や公平性は無頓着な発言をもたらしている。

例えば、検討委員会の中で「裁判所の白黒とおっしゃいましたが、内容にまで踏み込んで判断していくとなると、この検討委員会ではなくて、別に今回のことの正否を判断する別の委員会で行うべきことではないかと思えます」、「この検討委員会で知り得た範囲内において判断する、できないものはやはり判断できない、ないしはすべきじゃない」というような形で終わらせたかどうかと思っております」と発言する委員がいた。この発言は委員会に与えられた権限や限界を踏まえて議論すべきだ、という趣旨であるのならば、大変適切な発言である。しかし、検討委員会そのものが岐阜県史問題を検証する適格性に欠く点や検証手続きの客観性、公平性に欠く点からすれば、この委員は、自らが委員会で発言する際の前提となる部分にそもそもの問題があるという自覚に欠けている。

さらに筆者が強く問いたいのは、こうした強い限界の中で行われた議論の検証結果が、岐阜県の手によって記者会見で公表されることにより、社会に対して少なからぬ影響を与えたという事実であり、検討委員会がこのことに対してあまりにも無自覚なことである。実際、筆者は検討委員会の検証結果により、「主観的記述、事実誤認の多い原稿を書いた執筆者」としてマスコミに紹介された。また、検討委員会の検証結果は、明らかに岐阜県によって問題の幕引きに利用されている。検討委員会はこうした社会的影響に対して、もっと自覚を持つべきであった。

ただ、検討委員会が検証結果の提出に至ったプロセスを改めて振り返ると、検討委員

会は自らの抱える限界、制約、矛盾を全て飲み込んだ上で、ひたすら岐阜県にとって都合のよい結論を導くために突っ走った、と解釈することが最も合理的となる場面が圧倒的に多い。だとすれば、検討委員会のそもそもの目的は、少しでも早く、この問題から岐阜県を救い出すことであり、検討委員会は決して無自覚に行動したのではなく、非常に自覚して合目的に行動したことになる。岐阜県が検討委員会に県史問題を検証依頼した理由は、このように考えると非常によく理解できる。

実は検討委員会のこうした動き、態度は、今回が決して初めてではない。御嵩産廃問題時にもよく似た動きをしている。検討委員会は、御嵩町が産廃処分場建設をめぐる住民投票条例を制定し、町民が投票に向けて活発に活動している、まさにその時に、調整試案を作って岐阜県に提出した。そして、岐阜県が調整試案を御嵩町内で説明し始めたことが、結果的に住民投票に関わる議論を混乱させ、町民から批判を受けている。

今回の検証作業の中で、ある委員が「調整案がたたき台のような形になったとは思いますが、これを導入するためということではなくて、本当にこういう産業廃棄物の処理場は必要なんだから、それはどういう形であれば一番の問題点、安全性の問題とか、そのことを含めて改善に耐えられるような構造になるのかと、そういう問題をやってきますから、決して、これを取り入れてもらうためにやってもらったということではなくて、その一つのたたき台として、こういうことでやったらどうかという形で、一つの対応の仕方として検討してきたと思います。だから、ここ（筆者執筆原稿）に書いてあるようなことで、これを建設前提というような形でどんどん進めていこうという形で話し合っていたのではないと思います」（カッコ内は筆者）（第19回委員会）という発言をしている。座長も「決してこの調整案というものを御嵩町の住民投票に合わせてつくり上げて、そして何か住民投票を妨害するというような動機でつくられたものではないということは、この委員会は、その前から作業を進めてきまして、たまたまでき上がるころになったときに住民投票前というようなタイミングになって、いろいろ憶測を呼んだということがありますが、はっきり言えると思います。その辺のところは、執筆者も十分ご存知ではなく、こういう書き方になっているのではないかと思います」（第19回委員会）と発言し、検討委員会が決して住民投票に合わせて調整試案を作成し、住民投票を妨害しようとしたわけではないことを強調している。さらに「この試案につきまして、県の方でどういう取り扱いをされるかという面については、私どもの検討委員会としては案を出したということで、あとそれを県の方でどのようにそれを採用されるか、採用されないかということは県自体の問題ですので、それ以上踏み込んだ意見は、当時としても、検討委員会からはこれを採用してくれというような案ではなくて、一つの案として示させていただいたと考えております」（第20回委員会）と、検討委員会は単に案を

作っただけであることを強調する発言もあった。

まさにこうした発言の中に、検討委員会の社会的影響に対する無自覚が現れている。たとえ検討委員会のような、自治体に対して単に提案をするだけの機能しか持たず、実際の政策責任を有していない委員会であろうとも、自治体が委員会提案を自らの政策展開に積極的に利用しようとした場合、委員会の意図とは別にその提案は利用されていく。しかも、自治体を利用した時点から、提案は一定の有効性を持ち、社会に対する影響力を持つようになる。従って、もし、自治体に都合よく使われるのが嫌ならば、委員会の側が自制しながら、提案のタイミングや提案の仕方等に十分な注意を払わなければならない。自分たちは提案したに過ぎず、それをどう使うかは自治体の問題であるとする態度は、社会的に認められるものではない。こうした委員会はたとえ内部的に公平性、客観性を取り繕ったとしても、社会の側から見れば、自治体に利用され、さらには自治体を助ける、恣意的で主観的な自治体内部組織に過ぎなくなってしまうのである。

検討委員会の場合、無自覚から来る過失とはとても思えない意図的な手続き違反があり、正直、岐阜県にとって都合のよい結論を導くための委員会である、と言ってしまう誘惑に駆られる。しかし、本当に無自覚の結果、岐阜県史問題や御嵩産廃問題において岐阜県に利用されたただけだったとしても、検証報告や調整試案が社会に与えた影響に対する責任から逃れることはできない。

(4) 正否を判断する別の委員会の必要性

検討委員会では、岐阜県史問題を検証することに対する躊躇からか、議論の中で検討委員会とは別の委員会でこの問題を扱ったほうがよい、という発言が出された。繰り返しになるが、「内容にまで踏み込んで判断していくとなると、この検討委員会ではなくて、別に今回のことの正否を判断する別の委員会でやるべきことではないかと思います」(第19回委員会)はその代表的な発言である。また、「一度これから編集委員会も持たれるようですので、編集委員会の結論をお聞きして、その視点に立って、この問題の最終的な判断をしたらいかがかと思います」(第19回委員会)や、「県史からこの章がざっと抜けたというのは大変残念だなと。書いた人も大変残念な思いでそうされたんだと思いますが、時間の問題とかいろいろあったと思いますので、この辺は再度検討していただきたいという気がしております」(第20回委員会)等の発言も、別の委員会での検討を促している点では同じである。つまり、検討委員会の複数の委員が、検討委員会とは別の組織での検討の必要性を述べ、それを前提に意見を述べているのである。

しかし、既述したように編集委員会の再招集は失敗に終わり、検討委員会とは別の組織で岐阜県史問題を再検討する話も全く聞こえてこない。この結果、条件付きで議論さ

れたはずの検討委員会の検証結果が、あたかも岐阜県史問題の最終報告のような扱いを受けてしまっている。委員会内での議論を前提とするのならば、検討委員会は検証結果の中で、別の委員会でのさらなる検証を強く促さなければならなかったはずである。

5. 検討委員会の検証結果に対する筆者の再検証結果

このような検証手続きを経て、検討委員会は40箇所（同一箇所の複数指摘部分を別々にカウントすると50箇所）に及ぶ岐阜県の削除・修正要求箇所を、①事実確認に誤りがある部分、②正確、客観性に欠けた主観的記述の部分、③削除でなく修正でも良かった部分、④文書表現上軽微な訂正を要した部分、⑤あえて削除を求めなくても良かった部分、⑥委員会の検証になじまない、あるいは検証できない部分、に整理した。そして、事実誤りがある部分と正確、客観性に欠けた主観的記述の部分の合計が28箇所（同一箇所の複数指摘部分を別々にカウントすると30箇所）に及ぶことから、岐阜県による削除・修正要求は当然であったと結論付けている（表2）。

検討委員会の検証結果に対して、筆者は全く納得していない。従って、以下では、検討委員会が行った個別箇所の検証結果を対象にして、筆者が行った再検証結果を述べていく。

表2 検討委員会の検証結果

番号	削除・修正該当箇所の記述	検討委員会の評価
1	たことが、御嵩産廃問題の始まりであった。そして	主観的記述
2	ことにより、計画は動き出す	主観的記述
3ア	予定地は木曾川から約100m離れた場所で、	削除を求めなくても良かった
3イ	埋立予定期間は10年間、	検証になじまない
4	(将来、200mに拡張予定)	事実確認に誤り
5	土地買収申請を行い	事実確認に誤り
6	産廃処分場計画許可申請	事実確認に誤り
7	の木曾川	削除を求めなくても良かった
8	名古屋市等の	削除を求めなくても良かった
9	、後の反対運動の根拠となる理由の多くが記載されていた	主観的記述
10	95年2月、御嵩町は寿和工業との間で、公害防止、環境保全、福祉の里構想への協力（35億円の協力金）等からなる協定書を結ぶが、この協定書は町民に知らされなかった。	検証になじまない
11	こそ、	主観的記述

12	が、その後、沈黙した	主観的記述
13	住民の動きが再び活発化するの	主観的記述
14ア	ことによる。	主観的記述
14イ	9月には産廃処分場計画に反対する町民が「みたけ産廃を考える会」を設立して、産廃処分場計画手続きの情報公開並びに計画手続きの凍結を求める請願署名を開始し、町議会に提出した。一方、柳川町長は町議会で「現段階では建設に同意できない」と表明し、町議会も手続きの凍結を求める意見書を可決した。	検証になじまない
15	に至る	軽微な訂正
16	、計画の再検討が開始され	検証になじまない
17	御嵩産業廃棄物処理場計画への疑問と懸念	事実確認に誤り
18	するものの	軽微な訂正
19	納得せず、	主観的記述
20～23	括弧書きの表現	修正で良かった
20	(科学的、社会的、経済的側面から客観的な調査をすべきなのに、 <u>業者の立地計画を県が追認している</u>)	下線部が主観的記述
21	(木曾川に近い立地で、万一事故が発生した場合、水源汚染の可能性が高く、 <u>県は下流域の自治体と協議する必要がある</u>)	下線部が主観的記述
22	(疑問がある)	主観的記述
23	(国土法違反の疑いがある)	主観的記述
24	のルール	軽微な訂正
25	こと	軽微な訂正
26	放置	軽微な訂正
27	<u>町長襲撃事件と住民投票</u> (タイトル)	下線部が主観的記述
28	96年3月、御嵩町中央公民館で町民集會が開かれ、木曾川下流域や全国の市民グループと御嵩町住民が御嵩産廃問題で手を組むきっかけとなった。	主観的記述
29	しかし、その直後に	主観的記述
30	する	軽微な訂正
31	10月30日、柳川町長が2人組にバットのようなもので滅多打ちにされ、頭蓋骨陥没等の重傷を負う事件が発生した。住民グループは本格的に産廃処分場建設の賛否を問う住民投票を求めている	主観的記述

32ア	97年2月、産廃処分場建設推進派の住民が「明るいまたけをきずく会」を結成したのに対して、「住民投票を成功させる会」は「小和沢産廃に反対する町民の会」（以下反対する会という）と改称し、活発な反対運動を展開していく。	削除を求めなくても良かった
32イ	<u>活発な反対運動を展開していく。</u>	下線部が主観的記述
32ウ	<u>住民投票の成功を後押しした。</u>	下線部が主観的記述
33	投票結果を受けて、柳川町長は「(計画地の中にある)町有地(0.3㍍)を売ったり貸したりすることはできないと思う」と述べ、産廃問題に対する立場を鮮明にした。	主観的記述
34	、許認可権は県にあるとして、	修正で良かった
35	柳川町長が産廃処分場計画に慎重な姿勢を示し始めた頃、県は、計画に反対する町民はごく一部であるという立場を堅持し、行政の継続性を理由に計画受け入れの承認を町に求めている。しかし、反対運動が活発化するにつれて、自らが事業に関わることで問題の沈静化を探るようになり、	主観的記述
36	本格的な調整案の作成	事実確認に誤り
37	梶原知事は県議会で「建設反対の判断が出て町長が機械的に建設に反対すれば処分場が足りなくなる。下水道汚泥を自治体に持ちかえったり、産廃を排出している地場産業がパニック状態になって、不法投棄が増えたり、大変な問題が出てくる」と発言し、建設推進の立場を堅持した。	主観的記述
38	これに対して反対する会は、県が建設前提のみの説明をしていること、 <u>確定していない調整案を住民投票の選択肢のように説明していること、法律上責任を負えない県が安全性に関わる全責任をとるような説明をしていること</u> 等が、町の自治への不当な介入となっており、地方自治を定めた憲法に違反するとして、調整案の説明に向いた県職員の交通費やその時間相当の給料分等を知事が賠償すると共に、今後の経費支出の差し止めを求める住民監査請求を県監査委員に提出した。	下線部が事実確認に誤り

39	その後も調整試案と説明会をめぐって文書の交換が続いたが、県は住民投票が終わるまでは県職員による説明を中止する旨の回答を示した。その後も御嵩町と岐阜県のやりとりは続き、現在に至るまで問題の解決に至っていない。	削除を求めなくても良かった
40ア	御嵩産廃問題の波及（タイトル） 国政レベルでも97年に廃棄物処理法が大幅に改正され、廃棄物の減量化、リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性・安全の向上、不法投棄対策が強化された。2000年には拡大生産者責任や排出者負担原則を強化した「循環型社会形成推進基本法」が制定されると同時に、個別廃棄物のリサイクルを規定した「建設資材リサイクル法」、「食品リサイクル法」、さらには「資源の有効利用の促進に関する法律」が制定され、わが国の廃棄物行政は大きく前進した。	主観的記述
40イ	御嵩町が住民投票条例を制定した後、高知県日高村や宮崎県小林市等、産廃処分場計画に悩んでいた自治体が次々と住民投票条例を制定して御嵩町の後に続いた	事実確認に誤り
40ウ	「資源の有効利用の促進に関する法律」が制定され	事実確認に誤り

(1) 事実確認に誤りがある部分（7箇所－著者のカウントでは8箇所）

検討委員会から「事実確認に誤りがある部分」として指摘された箇所は7箇所であるが、筆者がカウントしたところ、8箇所となった。今回、筆者の再検証結果として、この8箇所の「事実確認に誤り」と指摘された箇所は、①検討委員会の言うとおりの事実確認に誤りのあった部分（4箇所）と、②検討委員会の検討不足から生じた誤解で、事実確認の誤りではなく、部分的な修正とすべきであった部分（4箇所）、に分けられた。

① 筆者の明らかな誤り（4箇所）

5、6（表2内の番号、以下同様）は筆者の明らかな誤りである。わかりやすく言い換えたつもりがかえって誤解を与える結果になってしまったことをお詫びしたいし、修正には全面的に応じたい。40イも、筆者の原稿内容では誤解を招くことから、修正が必要であると考え。しかし、これは削除するレベルの誤りではないので、県の削除要求は原稿への過剰介入である。40ウについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」が「再生資源の利用促進に関する法律」の全面改正であることに間違いなく、筆者は法律名称の変更をもって新規制定と扱ったが、法的には全面改正というのが適切である。

従って、「制定され」を「全面的に改正され」と修正する方が適切であろう。ただ、これも削除するレベルの誤りとは考えていない。このレベルの誤りでもって、前後の文章を含めて削除するというのはあまりに乱暴である。

② 検討委員会の検討不足（4箇所）

4、36、38について、筆者は事実確認に誤りがあったとは考えていない。ただ、その上で、4は、ここまで書く必要があったかどうか、36、38は書き方に工夫があってもよかったと考えており、修正に応じる用意はある。

17については、単純に誤りであったという検討委員会の判断には強く反対する。検討委員会の検証には意図的な証拠隠し、曲解が含まれている。その点で、岐阜県は削除要求ではなく、適切な修正要求をすべきであったというのが、筆者の判断である。

(2) 正確、客観性に欠けた主観的記述の部分（21箇所—著者のカウントでは22箇所）

検討委員会から「主観的記述」として指摘された箇所は21箇所であるが、筆者がカウントしたところ、22箇所となった。今回、筆者の再検証結果として、この22箇所の「主観的記述」と指摘された箇所は、①主観的記述であった（4箇所）、②筆者の言葉の使い方に対する検討委員会の理解困難なクレーム（2箇所）、③検討委員会の検討不足による誤解（13箇所）、④検討委員会の意図的な曲解（3箇所）、に分けられた。①については検討委員会の「主観的記述」という判断を筆者は肯定する。しかし、岐阜県の言うように削除してよい、とは全く考えていない。②～④については、「主観的」という判断そのものに反対し、このような判断を示した検討委員会の検証そのものが主観的であると筆者は考える。

① 主観的記述であった（4箇所）

今回の再検証の中で、9は「理由の多くが」を「中心となる理由が」へ、21は「必要がある」を「必要があるのではないか」といった形で、多少、断定調を緩めた方がよい、と判断するに至った。しかし、どちらも岐阜県は削除要求であり、筆者は、修正する余地は認めるものの、削除するレベルの主観的記述だとは考えていない。

32ウは座長の発言から判断すれば、「住民投票の成功を後押しした」の「成功」に対して、公平な立場から見て問題である、という点での主観的記述のようである。「成功」という言葉には積極的な意味があり、立場の異なる人（例えば住民投票の成立を望んでいない人）には、望ましくない表現となるのであろう。筆者は住民投票制度を大変積極的に評価しており、この言葉は明らかにそうした特定の立場から、主観的に執筆している。従って、この文言に関しては筆者の主観対岐阜県並びに検討委員会の主観の対立にならざるを得ない。しかし、座長の言う「公平な立場」によって、筆者の文言が一方的

に主観的であると判断されたことに対しては、全面的に否定する。筆者は「成功」という言葉を使うことがおかしいとは全く思っていない。

40アは、御嵩産廃問題が国政レベルに波及していったという記述に対して、御嵩問題を過大評価しすぎ、という検討委員会の評価である。しかし、御嵩問題は1990年代、豊島、日の出町の問題と並び、我が国を代表する廃棄物問題であり、国政を含め、各方面に多大な影響を与えたと筆者は考えている。検討委員会と意見が異なるという点で主観的記述とされるのは構わないが、筆者はこの記述がおかしいとは全く思っていないし、岐阜県の削除要求には全面的に反対する。

② 筆者の言葉の使い方に対する検討委員会の理解困難なクレーム－主観的記述ではない－（2箇所）

1、2は筆者の言葉の使い方に対する単なるクレームであり、検討委員会は、この記述のどこが主観的かについて全く語っていない。従って、筆者は検討委員会の判断に全く納得していない。

③ 検討委員会の検討不足による誤解－主観的記述ではない－（13箇所）

11、12、13、14ア、19、20、22、23、28、32イ、33、35、37が該当する。これらはいずれも当時の出来事を振り返りながら、資料吟味する中で執筆した部分で、検討委員会でも、丁寧な資料吟味を行っていれば主観的記述でないと確認できた部分である。従って、筆者は、これらを検討委員会の検討不足が招いた誤解であると判断した。

検討委員会は、自らが作成した基準によって確認できなかったのだから、当該箇所全てを「主観的記述」ではなく、「委員会の検証になじまない、あるいは検証できない箇所」とすべきであった。この13箇所の記述を一方的に主観的記述とした検討委員会の判断には、筆者の原稿が主観的記述にあふれていることを強く印象付けるための作為を感じる。

④ 検討委員会の意図的な曲解－主観的記述ではない－（3箇所）

27、29、31はいずれも、「町長襲撃事件と住民投票との関連性は、客観的に明確にされていない」（検証結果）ことを理由に、主観的記述とされた箇所である。この検討委員会の判断は、明らかに筆者の執筆内容を曲解している。町長襲撃事件との関連性が明確にされていないのは、あくまでも産廃計画であり、筆者は町長襲撃事件と産廃計画を関連させて執筆してはいない。

しかし、一方で、筆者は町長襲撃事件と住民投票に強い関連のあることを前提に執筆した。町長襲撃事件が起きたことによって、住民投票条例制定の動きが加速したのであって、このことは、投票条例制定のために奔走した市民グループ代表の発言や、新聞をはじめとする各種マスコミ報道を見れば、容易に理解できる。検討委員会はこれを意図的

に曲解し、あたかも、町長襲撃事件の背景に産廃計画があるかのように勝手に理解し、筆者の原稿を偏向的に解釈している。

(3) 削除でなく修正でも良かった部分（5箇所）

検討委員会から「削除でなく修正でも良かった部分」として指摘された箇所は5箇所であった（20～23、34）。岐阜県がいずれも削除要求した部分であるが、検討委員会での議論の結果、修正でよかったと判断されたものである。筆者としても、執筆時、大幅な圧縮に努めた部分でもあり、原稿の意味内容がより分かりやすくなるのならば、修正に応じてよいと考える。従って、検討委員会は修正でよいと判断した根拠を下に、岐阜県の削除要求という判断ミス理由を明らかにすべきである。

(4) 文書表現上軽微な訂正を要した部分（6箇所）

検討委員会から「文書表現上軽微な訂正を要した部分」として指摘された箇所は6箇所である。今回、筆者の再検証結果として、この6箇所は、①岐阜県による原稿への不当な介入（5箇所）と、②決して軽微ではない訂正（1箇所）、に分けられた。

① 岐阜県による原稿への不当な介入（5箇所）

15、18、24、25、30はいずれも、検討委員会が岐阜県の要求どおり削除でよいと判断した箇所である。筆者も再検証の結果、これらの削除が原稿の意味内容に影響を与えるものではないと判断した。

しかし、これらの文言があることによって、史実にどのような影響が及ぶのかについての説明がない限り、勝手に原稿を削除されることには納得しない。検討委員会は、削除理由がないのならば逆に、元原稿を尊重するよう、岐阜県の削除要求を却下すべきであった。

② 決して軽微でない修正（1箇所）

一方、この「軽微な訂正」に含まれている26は、筆者からすれば決して軽微な修正で済む話ではない。明らかに筆者が一定の価値観を前提に記述したものであり、検討委員会は本来、「主観的記述」としななければならないものである。筆者はその上で自らの正当性を主張する用意がある。

(5) あえて削除を求めなくても良かった部分（5箇所）

検討委員会から「あえて削除を求めなくても良かった部分」として指摘された箇所は5箇所である（3ア、7、8、32ア、39）。従って、検討委員会は、岐阜県がこれらに削除・修正要求をした理由を明らかにしなければならない。削除を求めなくても良い部

分に削除要求をしたということは、岐阜県が主観的で誤った判断をしたと検討委員会が認めているからである。

(6) 委員会の検証になじまない、あるいは検証できない部分（4箇所）

検討委員会から「検証になじまない、あるいは検証できない部分」として指摘された箇所は4箇所である（3イ、10、14イ、16）。このうち、10、14イ、16はいずれも御嵩町内の動きを御嵩町資料、新聞等によって記述した部分である。検討委員会は手元に資料がないという理由でこの結論を出しているが、御嵩町資料や新聞から、これらの執筆根拠を探し出すことは容易である。検討委員会が自ら作成した基準によってこれらの資料を探そうとしなかった本当の理由は、資料が見つかることによって、岐阜県の削除・修正要求が不当であった箇所がさらに増加することを恐れたのではないかと、筆者は推測している。

ちなみに、10、14イは検討委員会資料でも確認できることから、検討委員会が検証できたのにしなかった箇所、とすることが正しい再検証結果である。

さらに、3イ（埋立予定期間は10年間）を筆者は御嵩町資料から引用したが、産廃処分場計画の基礎データとも言うべき埋立予定期間が委員会資料で確認できなかったとすれば、委員会資料そのものにも大きな限界のあることを示している。

以上のように、検討委員会の検証結果は筆者としてとても同意することのできない根拠から結論を導いているものが多いだけでなく、委員会自らの設定した検証手続きに違反して判断を下した箇所も多く存在した。さらに、理由を全く述べないまま、岐阜県の削除・修正要求を肯定していた箇所も見られた。

おわりに

本稿を執筆する間、個別箇所の再検証報告の公表という宿題は残されているものの、本稿の執筆・刊行によって、岐阜県史問題に対する筆者の一応の決着とすることができるとは思わないだろうか、と考えていた。しかし、執筆を終え、改めて冷静に考えると、これで問題が終わったわけではないことに気づかされる。筆者は、本稿の内容があらゆる点で客観的で正しいとは思っていない。まして、岐阜県が本稿の内容を正しいとは決して言わないであろう。だとすれば、岐阜県史問題は相変わらず続かざるを得ず、問題の真の解決のためには、問題関係者の多くが第三者機関として認める委員会を立ち上げ、筆者執筆原稿の内容の再検証と、岐阜県による検証手続きの検証が必要である。

注)

- 1) 筆者はできる限りの対応をしたが、テレビ出演は断った。テレビを通じてのやり取りでは、筆者として冷静かつ的確に問題の全容を伝える自信がなかったことによる。
- 2) 問題表面化から1ヶ月が過ぎたことにより、テレビにおいても比較的冷静な形で発言することが可能になったと判断し、メーテレの取材に応じた。
- 3) 御嵩町史編さん事業に関して、御嵩町から筆者に対して町史編集（執筆や監修等）に関わってもらえないかという打診があった。筆者としては、柳川町長をはじめとする御嵩町の方々の誠意に感謝しながらも、①岐阜県史問題が終了していない中で、他の仕事を引き受けることは難しい、②本務校の職務状況から、引き受けられる状況がないことを理由に断った。ただ、その後もお誘いを受けたため、結局、執筆協力者の名で町史編さんに関わることとなった。
- 4) 市民グループや柳川御嵩町長も同様の発言を繰り返していた。
- 5) 検討委員会の中で座長は「執筆者が大学紀要の中で、廃棄物対策課は廃棄物問題検討委員会の委員に原稿を見てもらって、その内容に関する意見を収集したと述べている。……そういう立場から、この原稿について改めて公平性、客観性が保持された内容であるか否かを検討してほしいという趣旨だろうと理解している」（第19回委員会）と述べている。筆者は、この発言が何を言っているのか理解できない。ただ、少なくとも筆者は検討委員会に公平性、客観性検証を依頼しておらず、逆にそれだけはして欲しくないし、してはならないと考えていた。
- 6) 座長発言に対して、委員の一人が「1の問題（筆者との面談）につきましては、今座長がおっしゃった方でよろしいと思います。一般に雑誌の編集の場合にも編集委員、いわゆるレフリーと執筆者が直接会って話し合うということは一般に行われなように思っておりますので、それでいいかと思います」（カッコ内は筆者）と発言し、座長の判断を支持したが、この発言の説明論理は完全に破綻している。確かに雑誌の場合、レフリーと執筆者が直接会うことを前提としていないことは事実である。しかし、同時にレフリーのコメントは雑誌編集委員会と執筆者以外に公開されることはない。筆者執筆原稿に対して公開審査のような形式を踏んだ検討委員会の審議手続きは、雑誌論文の手続きとは全く異なったものであり、検討対象とされた筆者に対する配慮を完全に欠いたものである。

参考文献)

伊藤達也 (2003) 「資料：『岐阜県史』における県庁関係部局からの原稿修正要求とその経過」金城学院大学人文・社会科学研究所紀要第7号、pp.39～52.

伊藤達也 (2004) 「資料：『岐阜県史通史編 続・現代』に掲載できなかった原稿」金城学院大学論集社会科学編第46号、pp. 1～37.